令和６年７月版

感染症対策を踏まえた避難所開設マニュアル

※　本資料は、避難所の「開設」に関するマニュアルです。
　　避難所開設後の運営については同封の「避難所運営マニュアル」を参照してください。

初動対応セット内容物一覧

No.	名称	個数
1	手指消毒液	2本
2	プラスチックマスク	1箱（10個）
3	フェイスシールド	1箱（10個）
4	カッパ（感染防護用）	7着
5	使い捨て手袋（1箱100枚）	S,M,L各1着
6	養生テープ	5本
7	立ち入り禁止テープ	1本
8	職員用マスク	1箱（60枚）
9	次亜塩素酸ナトリウム（ハイター）	1本（600ml）
10	雑巾	10枚
11	紙ウエス（キムワイプ）	1箱（150枚）
12	避難者カード	300枚
13	筆記用具	20本
14	案内表示板	1式
15	ビニール袋（下足用）	3パック（300枚）
16	トイレ用スリッパ	8足

初動対応セット内容物一覧

目次

・感染症対策を踏まえた避難所開設について　・・・・・1
・①避難所内のゾーイング　・・・・・・・・・・・・・2
・②避難者受け入れフロー　・・・・・・・・・・・・・3
・③避難所レイアウト　・・・・・・・・・・・・・・・4
・④避難所開設要領　・・・・・・・・・・・・・・・5
　事前受付スペース　・・・・・・・・・・・・・・・6
　記載所スペース　・・・・・・・・・・・・・・・・7
　総合受付スペース　・・・・・・・・・・・・・・・8
　一般避難スペース　・・・・・・・・・・・・・・・9
　パーテーション設置方法　・・・・・・・・・・・・10
　発熱者・体調不良者スペース・・・・・・・・・・・11
　要配慮者スペース　・・・・・・・・・・・・・・・12
　ペットスペース　・・・・・・・・・・・・・・・・13
・⑤運営スタッフの個人用防護品の着用・・・・・・・・14
・⑥避難所の消毒作業　・・・・・・・・・・・・・・15

感染症対策を踏まえた避難所開設について

目的

　新型コロナウイルス感染症を契機に被災者及び避難所運営職員の感染を防止するため、避難所という密になりやすい空間の中で、感染拡大防止策の徹底が必要となることから、各避難所において次の項目を行う。

① 避難所内のゾーニング

② 避難者受入れフロー

③ 避難所レイアウト

④ 避難所開設要領

⑤ 運営スタッフの個人用防護品の着用

⑥ 避難所の消毒作業

①避難所内のゾーニング

ゾーニングとは：感染拡大防止のため、清潔な領域（一般区域）とウイルスによって汚染されている恐れがある領域（専用区域）を明確に区分けすること。

一般区域：一般避難者・要配慮者の使用する避難スペース等の空間や動線は「**一般区域**」として避難所にてゾーニングを行う。

専用区域：37.5℃以上の発熱がある人・体調不良を訴える人が使用する専用スペース等の空間や動線は「**専用区域**」とする。

避難所ごとに、ゾーニングしたレイアウトを設定（③避難所レイアウト）

②避難者受け入れフロー

目的：ゾーニングを実施するための避難者の受け入れフローを以下のとおりとする。

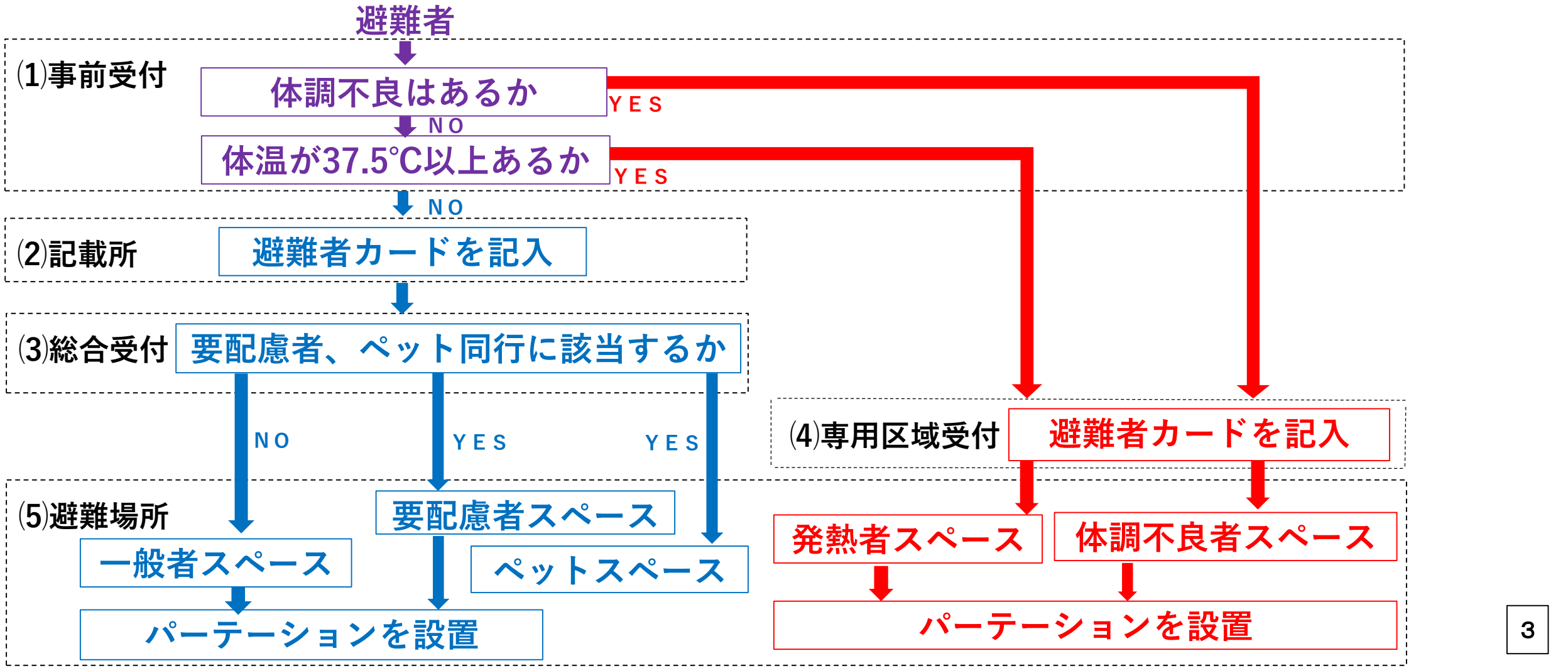

③避難所レイアウト

・避難者受け入れフローに沿う形で避難所ごとにレイアウトを設定する。

・本避難所のレイアウトは、**避難所ごとに同封資料のレイアウト**のとおりとする。

・各スペースの設定要領は、「④避難所開設要領」を参照する。

※一般避難場所（体育館）に避難者が収まりきらなければ、他の一般避難場所を確保する必要があるが、新たな避難場所の設定をするにあたっては、**生徒が主に過ごしている普通教室はなるべく使用せずに特別教室または空き教室を優先して使用**する。

※**専用区域**として**普通教室は使用しない**こととする。

④避難所開設要領

レイアウトに従って、各スペースを設定する。

設定するスペース	□事前受付 □記載所 □総合受付 □一般者スペース □発熱者・体調不良者スペース □要配慮者スペース □ペットスペース

一度に全てを設定する必要はない。
設定できる人員や避難者の状況に応じて段階的に設定することも考慮する。
A3判のレイアウトに設定状況を記入し、見やすい場所に掲示する。

事前受付スペース

目的：感染症対策として発熱者・体調不良者を専用区域に案内する人を特定するため、事前受付を設置する。（体調不良者はここからルートが別になる）

設置要領：「事前受付」の案内表示を設置、必要に応じて係員用の机、椅子、非接触式温度計を準備する。「体調不良者はこちらへ」「記載所はこちらです」の案内表示も設置する。
土足禁止にしている場合は、「土足禁止」の案内表示を設置

対応要領：避難者に対して、自己申告による体調確認を実施する。
必要に応じて検温モニターや非接触式温度計を使用して検温を実施する。
体温が37.5℃以上の人がいる世帯は**発熱者スペース**へ案内するほか、体調不良を訴えている人がいる世帯については、**体調不良者スペース**へ案内する。

事前受付

〇体調の悪い方は、お申し出ください。

〇必要に応じて検温を実施します。

掲示する案内表示

設置例

準備するもの
- 案内表示「事前受付」、
  「体調不良の方はこちらへ」
  「記載所はこちらです」
  「➡」表示（必要の都度）
- 受付担当者用の机、椅子
- 非接触式温度計（施設に設置しているものを使用）

記載所スペース

目的：受付での混雑を避けるため、避難者カードを記入するためのスペースを確保する。

設置要領：「記載所」の案内表示を設置、避難者が記入するための机、椅子、筆記用具、避難者カードを準備する。
設置の際は、記入するための机を壁に接するように配置するなど、記入者が対面とならないような工夫をする。

対応要領：こちらで避難者カードの記入をお願いしますと案内し、記入後は総合受付へ提出してくださいと案内する。
避難者の滞留状況に応じて、記載箇所を増減する。

記載所

○避難者カードを記入してください。

○総合受付に提出してください。

掲示する案内表示

設置例

準備するもの
- 案内表示「記載所」
- 記入用の机、椅子
- 避難者カード
- 筆記用具

総合受付スペース

目的：避難者カードの受付をする。

設置要領：「総合受付」の案内表示を設置、受付担当者用の机、椅子を設置。「要配慮者スペースはこちらです」「一般避難者スペースはこちらです」の表示を見える場所へ設置

対応要領：避難者カードを確認し、配慮が必要かどうか、ペット同行の有無を確認する。※要配慮者に該当する人がいる世帯は**要配慮者スペース**へ案内し、それ以外の一般避難者を**一般避難者スペース**へ案内する。

ペット同伴避難者は、ペット専用スペースを案内する。

※配慮が必要な方：高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など、**一般避難者と同じスペースで共同生活をすることが難しい方**のこと。（別冊：災害時要援護者防災行動マニュアル参照）

総合受付

○避難者カードを提出してください。

○配慮が必要な方は、お申し出ください。

掲示する案内表示

設置例

準備するもの

・案内表示「総合受付」
「要配慮者スペースはこちらです」
「一般スペースはこちらです」

・受付担当者用の机、椅子

一般避難スペース

目的：総合受付で一般スペースで避難可能な方を案内する。

設置要領：「一般避難スペース」の案内表示を設置。
「一般避難者スペースはこちらです」の表示を見える場所へ設置

対応要領：多くの人が避難できるように避難スペースを設定する。
避難所本部（避難者及び安否情報等の情報の集約、避難所運営協議会の運用等を行う場所）を設置する場合は、体育館の入口付近に設置する。
避難所の地区防災倉庫に毛布があるので希望者に配布する。
パーテーションは市の備蓄倉庫から搬送後、配布する。

掲示する案内表示

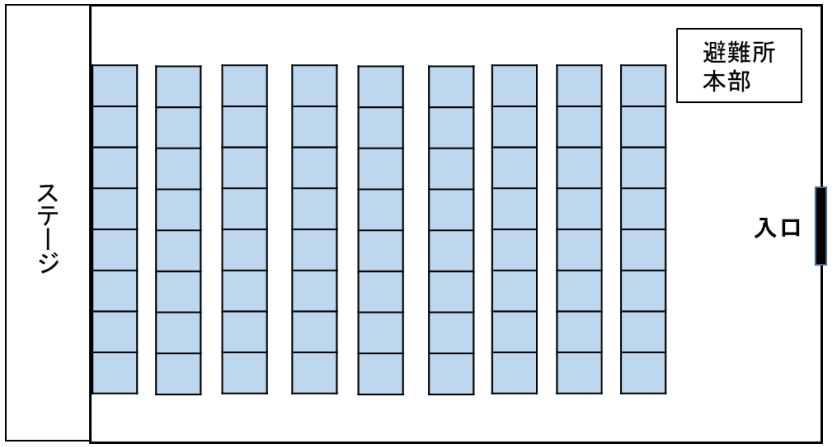

体育館パーテーションレイアウト（例）

準備するもの
・案内表示「一般避難スペース」
「一般スペースはこちらです」

パーテーション設置方法

・感染症対策やプライバシーの保護のため避難者にパーテーションを配布する。
・パーテーションは１世帯２名に一つを目安に配布する。
・多くの避難者を収容できるように、パーテーションのレイアウトを考慮し、
　避難者に設置位置を指示する。

設置イメージ

・パーテーションサイズ　2,1m×2,1m
・通路部分は1mの間隔を確保
・パーテーションの上下の向き、入口側の向きに注意
・パーテーションは避難所に保管していません。他の保管場所から
　搬送してきます。

←組立動画はこちらから（YouTubeが起動します）

発熱者・体調不良者スペース

目的：体調不良の方は、専用スペースを使用することで感染症等の拡大防止を図る。

設置要領：「発熱者専用スペース」、「体調不良者専用スペース」、「体調不良者専用トイレ」、「専用区域総合受付」の案内表示を各部屋の入口に張る（専用トイレが２か所確保できる場合は「発熱者専用トイレ」を設置）。

体調不良者は、事前受付を通過後、一般の記載所と総合受付は通らずに、専用スペースに来るため、体調不良者用の専用区域総合受付を設置し、避難者カードの記入、提出をする。

担当者は、必要に応じて感染防止対策用個人用防護衣を着用する。

対応要領：事前受付にて専用区域に案内された避難者を、総合受付と同様に設置した専用受付にて避難者カードを記載して受付後、発熱者は**発熱者スペース**、体調不良者は**体調不良者スペース**に案内する。毛布、パーテーションや簡易ベッドが到着したら配布する。

掲示する案内表示

個人用防護衣着用例

準備するもの
- 案内表示「発熱者専用スペース」
  「体調不良者専用スペース」
  「体調不良者専用トイレ」
  「専用区域総合受付」
- 避難者カード、筆記用具
- 受付担当者用の机、椅子、個人用防護衣一式

要配慮者スペース

目的：配慮が必要な方に対し、専用スペースを設けることで広さやプライバシー等の一定の配慮を確保する。

設置要領：「要配慮者専用スペース」の案内表示を各部屋の入口に張る。
配慮が必要な方の人数や配慮の内容等により、必要に応じて部屋を増やしていく。

対応要領：総合受付にて提出された避難者カードをもとに要配慮者に該当する人がいる世帯を案内する。
配慮の分類により使用する専用スペースを分ける（高齢者と妊産婦を分ける等）。
毛布、パーテーションや簡易ベッドが到着したら、配布する。

※**配慮が必要な方**：高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など、**一般避難者と同じスペースで共同生活をすることが難しい方**のこと。（別冊：災害時要援護者防災行動マニュアル参照）

掲示する案内表示

準備するもの
- 案内表示「要配慮者専用スペース」
- 毛布、パーテーション、簡易ベッド（到着後）

ペットスペース

目的：動物に対してアレルギーがある人や、動物が苦手な人等への配慮も踏まえ、避難スペースとは別にスペースを確保する。

設置要領：ペット専用スペースの案内表示を設置する。

対応要領：総合受付で受付後、ペットを専用スペースに案内する。
飼い主の責任において、ケージに収容するように指導する。
飼い主の責任において、排せつの処理や飼料の提供を行うよう指導する。

※多摩市では**ペットの同行避難**を推奨している。
原則ペットと同じスペースで避難することはできず、ケージに入れたペットを専用のスペースに収容することとする。

ペット専用スペース

〇ペットはケージに入れてください

掲示する案内表示

ケージ設置例

準備するもの
・案内表示「ペット専用スペース」

⑤運営スタッフの個人用防護品の着用

目的：発熱者専用受付等において、感染の恐れがある場合は、運営スタッフ自身及び被災者を守るために以下の個人用防護を着用する。

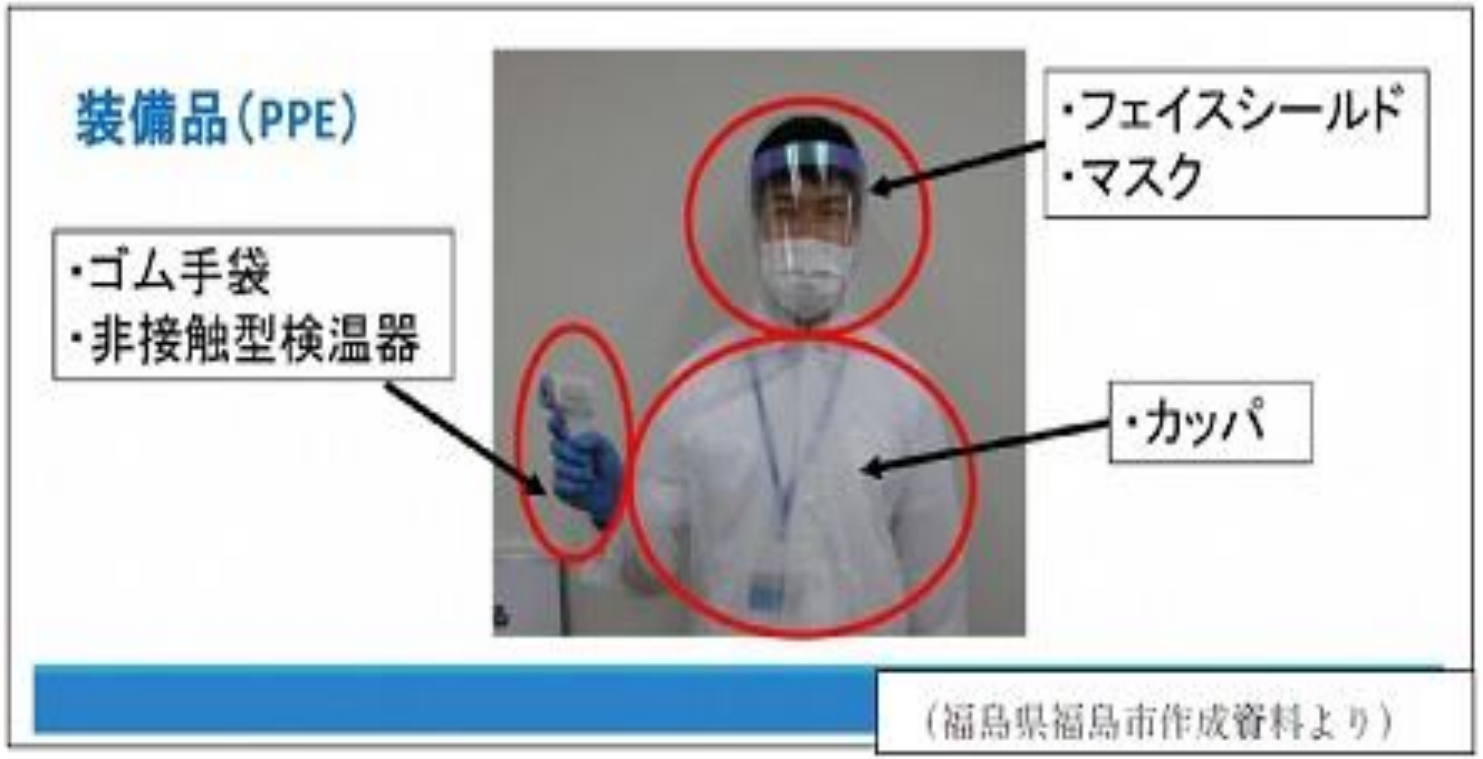

※　熱中症のリスクもあることから、感染症の感染拡大期や発熱者・体調不良者の受付等の対応をする場合のみカッパを着用するなど臨機応変に対応する。

⑥避難所の消毒作業

○　避難所内の物品や施設内は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、消毒薬や家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

○　**手すりやドアノブ、トイレ**などの共用部分は、時間を決めて定期的に消毒をする。

○　避難所を閉鎖後、撤収時に施設を通常通り使用できるように消毒作業を実施する。

○　**発熱者・体調不良者使用場所**については、健康推進課及び保健所に相談の上、消毒作業を実施する。